

種 別			免許の有無に応じた必要書類（個別）		
			免許証のみ	2枚持ち	マイナ免許証のみ
本籍又は国籍等の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの。交付日から6か月以内のもの）1通（提出）	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの。交付日から6か月以内のもの）1通（提出）	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの。交付日から6か月以内のもの）1通（提出）（本籍のオンライン変更未利用者に限る。）
		外国人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（国籍等が記載されたもの。交付日から6か月以内のもの）1通（提出）	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（国籍等が記載されたもの。交付日から6か月以内のもの）1通（提出）	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（国籍等が記載されたもの。交付日から6か月以内のもの）1通（提出）（本籍のオンライン変更未利用者に限る。）
		国外転出者	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 1通（提出）	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 1通（提出）	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 1通（提出）（本籍のオンライン変更未利用者に限る。）
	住基法の適用を受けない者		<input type="checkbox"/> 旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」という。）		
本籍表示の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自治体通知書（提示）（官側でコピー）	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 自治体通知書（提示）（官側でコピー）	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 自治体通知書（提示）（官側でコピー）
		外国人 国外転出者			
	住基法の適用を受けない者				
住所の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）又は住所を確かめるに足りる書類（資格確認書、変更後の住所が記載されたマイナンバーカード、6か月以内の公共料金等の請求書又は領収書、6月以内の日付の消印のある郵便物（料金別納郵便及び転送郵便を除く。）等）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 ※現にマイナ免許証を有する者は、変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 ※現にマイナ免許証を有する者は、変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要）（ワンストップサービス等未利用者に限る。） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可
		外国人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード等（提示）（コピー不要）	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 ※現にマイナ免許証を有する者は、変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、特定事項が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 ※現にマイナ免許証を有する者は、変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、特定事項が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要）（ワンストップサービス等未利用者に限る。） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可
	国外転出者		<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 住所を確かめるに足りる書類 1通（提示）（コピー不要）	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 住所を確かめるに足りる書類 1通（提示）	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 住所を確かめるに足りる書類 1通（提示）（ワンストップサービス等未利用者に限る。）
	住基法の適用を受けない者		<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 外務省等発行身分証明書類 1通（提示）（コピー不要） <input type="checkbox"/> 公的機関等発行住所確認書類 1通（提示）（コピー不要）		

備考 公共料金等の請求書又は領収書とは、電気、上下水道、ガス及び固定電話の請求書又は領収書に限る。

種 別			免許の有無に応じた必要書類（個別）		
			免許証のみ	2枚持ち	マイナ免許証のみ
住居表示の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自治体通知書（提示）又は変更後の住所が記載されたマイナンバーカード。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可
		外国人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 自治体通知書（提示）（コピー不要） <input type="checkbox"/> 在留カード等（変更後の住所が記載されてなくても可）（提示）（コピー不要）	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、特定事項が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 変更後の住所が記載されたマイナ免許証。ただし、変更後の住所が記載されていない場合は、特定事項が記載された民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提示）（コピー不要） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可
		国外転出者			
	住基法の適用を受けない者				
氏名の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 変更後の氏名が記載されたマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、本籍が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 ※変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、本籍が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 ※変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、本籍が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出）（ワンストップサービス等未利用者に限る。） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可
		外国人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 変更後の氏名が記載されたマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、国籍等が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 ※変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、国籍等が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 ※変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、国籍等が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出）（ワンストップサービス等未利用者に限る。） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可
		国外転出者	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等又は変更後の氏名が記載されたマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、戸籍謄本等 1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 ※変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、戸籍謄本等 1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 ※変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、戸籍謄等 1通（提出）（ワンストップサービス等未利用者に限る。） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可
	住基法の適用を受けない者		<input type="checkbox"/> 旅券等（提示）（官側でコピー）		
旧姓記載の変更	住基法の適用を受ける者	日本人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 変更後の旧姓が併記されたマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）。ただし、変更後の旧姓が併記されていない場合は、本籍が記載及び旧姓が併記された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） <input type="checkbox"/> 旧姓を削除する場合は、変更後の氏名が記載されたマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、本籍が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> 免許証・マイナ免許証 ※変更後の旧姓が併記されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の旧姓が併記されていない場合は、本籍が記載及び旧姓が併記された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） <input type="checkbox"/> 旧姓を削除する場合は、変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、本籍が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可	<input type="checkbox"/> マイナ免許証 ※変更後の旧姓が併記されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の旧姓が併記されていない場合は、本籍が記載及び旧姓が併記された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出） <input type="checkbox"/> 旧姓を削除する場合は、変更後の氏名が記載されたマイナ免許証（官側でコピー）。ただし、変更後の氏名が記載されていない場合は、本籍が記載された住民票の写し（交付日から6か月以内のもの）1通（提出）（ワンストップサービス未利用者に限る。） ※失効したマイナンバーカードでの手続は不可

種 別			免許の有無に応じた必要書類（個別）		
			免許証のみ	2枚持ち	マイナ免許証のみ
旧姓記載の変更	住基法の適用を受ける者	外国人			
		国外転出者	※手続不可		
	住基法の適用を受けない者		※手続不可		
生年月日及び性別の変更。	住基法の適用を受ける者	日本人	<input type="radio"/> 免許証 <input type="radio"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）	<input type="radio"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="radio"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）	<input type="radio"/> マイナ免許証 <input type="radio"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）（ワンストップサービス等未利用者に限る。）
		外国人	<input type="radio"/> 免許証 <input type="radio"/> 住民票の写し（国籍等が記載されたもの）1通（提出）	<input type="radio"/> 免許証・マイナ免許証 <input type="radio"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）	<input type="radio"/> マイナ免許証 <input type="radio"/> 住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）（ワンストップサービス等未利用者に限る。）
		国外転出者	<input type="radio"/> 免許証 <input type="radio"/> 戸籍謄本等 1通（提出）		
	住基法の適用を受けない者		※手続不可		